

戦国時代の城下町における「町づくり」：1575年、
駿河国駿府(静岡市)の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科 : 都市文化研究センター 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 城下町, 町づくり, 駿府, 武田氏, 商人 キーワード (En): castle town, urban planning, Sunpu, Takeda daimyo, merchants 作成者: 仁木, 宏 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171213-055

◇研究ノート◇

戦国時代の城下町における「町づくり」

—— 1575 年、駿河国駿府（静岡市）の事例から ——

仁 木 宏

◆要 旨

16 世紀後半、日本列島各地で建設された戦国期城下町については、史料の欠如により、具体的な「町づくり」の様相がこれまでほとんど知られていなかった。すなわち、誰が屋敷地の配分を行い、そこに商人を招いて新しい町場として興隆させたのか、ほとんどわかっていないのである。本稿では、1575 年の一通の史料を読み解くことによって、この問題についての貴重な一事例を明らかにしようとするものである。

戦国大名武田氏は 1575 年、当時支配していた駿府城下町（静岡市）で新たな町場の建設を企図した。武田氏は、前代から駿府の有力商人であった松木氏、友野氏らに「町づくり」を命じた。12 名の商人は、相談によって自分たちの意志を決定し、新しい街区のどの部分にどの商人を据えるかを決め、建物建設時期などの決定にしたがわない場合には屋敷地を取り上げる強制執行権をもっていた。このように商人集団が戦国期城下町の「町づくり」を担っていたことが確認されるのは初めてである。なお、松木氏ら有力商人の大半は駿府城下町の今宿の住人であると推定されるが、ここで建設された町場が今宿の一部を構成するものか、別の町であるのかは判然としない。

駿府の商人たちは、集団として戦国大名と関係を結び、駿府での商売のあり方や「町づくり」に関与していた。少数の「御用商人」ではなく、商人集団として意志決定する、ここで見られる方法は、中世的、あるいは戦国期的な社会構造の特質の現れであるともいえる。

キーワード：城下町、町づくり、駿府、武田氏、商人

（2013 年 9 月 10 日論文受理，2013 年 11 月 8 日採録決定 『都市文化研究』編集委員会）

はじめに

日本の前近代においては、古代の都城、近世の城下町が計画都市であるのに対し、中世都市には顕著な都市計画が認められず、その空間構造はパッチワーク状とか、モザイク的などの言葉で表現されるのが常である。

近世城下町にしても、江戸・大坂など一部をのぞけば、17 世紀初頭の建設時に、誰が、どのような経緯で「町づくり」をしたのか明確に判明している事例は決して多くない。ここでいう「町づくり」とは都市全体の計画（プランニング）ではなく、個々の街区において具体的に町割り、屋敷割りを行い、そこに住民を住み着かせ、「町」として存立させてゆく行為をさす。

地方城下町では、資力・能力に秀でた有力商人が個人

の力量で「町づくり」をしたという伝承が多く見られるが、これらのほとんどは近世中期以降に編まれた地誌や家譜の記載によるものであり、17 世紀初頭の同時代史料が残る例は稀である。まして 16 世紀の戦国期城下町において、「町づくり」の担い手や経過がわかる事例はほとんど無い。

城下町の「町づくり」の具体相について広く史料を収集してなされた研究としては、管見の限り、小野晃嗣の論攷（小野 1993）くらいしか見当たらないが、小野にしても「町づくり」の主体の分析については、近世中期以降の史料に多くを拠っている。町割りの実態解明は建築史の得意とする分野であるが、誰が町割りを具体的にを行ったかについてはほとんど言及がない。城下町にかぎらず、16 世紀の都市空間研究に造詣が深く、全国各地

の屋敷形態や空間形成を解明している伊藤裕久（伊藤 2003）においても、やはり「町づくり」の担い手や経過については十分な考察はなされていない。

一方、中世では、市立てについての桜井英治の研究がある（桜井 1992）。市は自然に発生するものではなく、地頭や預所、寺社などが興行者となる必要がある。戦国期になると村・町の共同体が興行者になる例もある。しかし、興行者によって商人がいったん集まると、見世棚の仮設作業などは商人側によって行われ、興行者はほとんど関与しなかったと桜井は述べている。池上裕子は、1586 年、相模国当麻宿において、地侍層出身の武士が宿の町割をし、町人を招きすえて宿の繁栄をはかっていることに注目している（池上 2012）。この池上の言及が、16 世紀の同時代史料をもとに「町づくり」の主体について明らかにした唯一の事例ではないかと思われる。

ところがここに、1575 年（天正 3）、駿河国駿府城下町（静岡市）の一街区を建設した際に作成されたと推定される史料が存在する。本史料は破損が著しく、これまでその全体像は正確に理解されてこなかった。そのため、本史料が戦国期城下町の「町づくり」の具体像を語る希有な史料であることは十分注目されていない。

本稿では、この史料を読解することを通じ、これまでほとんどあつかわれてこなかった戦国期城下町における「町づくり」の具体像を解き明かすことを目的としたい。なお、筆者が本史料に注目したのは、文学研究科の大学院演習における院生の発表が契機であり、それ故、『都市文化研究』の貴重な紙面をお借りすることにも御理解をたまわれれば幸いである。

1. 史料の紹介と読解

最初に、本稿で焦点をあてる史料について紹介しておきたい。

【史料 1・原文】 *ここでは、改行は原文のままとした

(1) 一、以注文請取屋敷、拾之刀〔 〕
可相待、若日限於延引〔 〕
談合、可然□□□尔〔 〕

(2) 一、家作、少居住候而本所へ立〔 〕

(3) 一、一切可停止也、若於異儀者、則時〔 〕
敷可悔還事、

(4) 一、当宿之諸商買、他町不可〔 〕、

(5) 一、屋敷境、水上垣可用之事、

(6) 一、請取□□不可沽却、縦雖知〔 〕
渡、各□□談合事、

右条々、於違犯之輩者、糺輕〔 〕、
可得御下知者也、仍如件、
松木与左衛門尉

宗清
伴野与一郎
昌清
多喜孫九郎
政吉
品川二郎右衛門尉
次久
山本与三左衛門尉
長徳
市野理右衛門尉
秀忠
長島与左衛門尉
天正参参 拾月十一日 吉広
大野出雲守
規重
大田四郎左衛門尉
盛家
古市弥六郎
昌家
星野七郎左衛門尉
久次
神太郎兵衛尉
範貞
以上拾式人

この史料は元々、近世駿府の有力商人であった友野家に伝来したものである。『静岡県史料』第 3 輯（静岡県、1934 年。臨川書店、1994 年復刻）では、「友野文書」10 号として活字化されて収録されている。しかし、現在、友野家所蔵文書の原本は所在不明となっているため、『静岡県史料』の活字翻刻が正しいかどうか確かめる術はない。

そこで、本稿では、「駿河志料」に収録された同じ文書をもとにする。「駿河志料」は、駿河国の地誌で、1861 年（文久元）に、駿府（静岡）浅間神社神官の新宮（中村）高平によって編み上げられた。原本は静岡県立中央図書館他に所蔵されている。今となっては失われた古文書の写が多数含まれており、その中に友野家文書も存在する。

「駿河志料」は 1930-1931 年、橋本博編『駿河史料』（静岡郷土研究会）として印刷・刊行された（大阪市立大学学術情報総合センター森文庫に架蔵）。当該史料は、この『駿河史料』第 6 巻に、影印（底本を写真撮影し、それを原版にして印刷した複製）として所収されている。友野家所蔵の原本が閲覧できない現状からすれば、『駿河史料』に所収された当該影印史料は最良に限りなく近いテキストであると判断されよう。

この史料を近年、収録し、活字にした 3 つの史料集がある。①『戦国遺文』武田氏編第 4 巻 2537 号（柴辻俊

六・黒田基樹編，東京堂出版，2003年）。出典は「静岡市・友野家文書」となっており、『静岡県史料』をもとにしているらしい。②『中世法制史料』第5巻補注353号（武家家法Ⅲ，佐藤進一・百瀬今朝雄編，岩波書店，2001年）。出典は「駿河志料七十八」とある。③『静岡県史』資料編8-935。そこでは，「駿河志料七十八・友野与左衛門所蔵文書」と記されている。

①②③とも，ほとんど同文である。江戸時代末期に「駿河志料」に収載された段階ですでに紙面の下部が虫喰いか何かの理由で激しく汚損，あるいは破損していたのであろう。

字が読めないいくつかの箇所について，字数を推定している史料集と字数不明とする史料集がある。また，以下については，史料集の間に文字の相違がある。

- ・3条目 「諸商売」か，「諸商買」か。
- ・5条目 「縦雖」の下に「知」字を認めるか，認めないか。
- ・連署の3人目 多喜「総九郎」か，「孫九郎」か。

上掲の【史料1・原文】では，『中世法制史料』第5巻補注353号の当該史料の翻刻をベースに，橋本編『駿河史料』を参考にして文字の読みを一部訂正し，読点も付け直して示した。

次に，【史料1】の書き下しを示す。独自の解釈で文字を補った部分は（ ）で示した。

【史料1・書き下し】

⁽¹⁾一，注文をもって請け取る屋敷，拾の^(寅)刀■■■相待つべし。もし日限延引において（は，各々？）談合し，しかるべき■■■に■■■（すべし）。

⁽²⁾一，家作り，少しく居住候て本所へ立ち（帰る？こと）一切停止すべきなり。もし異儀においては，則時（に屋）敷悔い還すべきこと。

⁽³⁾一，当宿の諸商売，他町■■■すべからず。

⁽⁴⁾一，屋敷境，水上垣用ふべきこと。

⁽⁵⁾一，請け取る（屋敷）沽却すべからず。たとい■■■渡しを知るといえども，各々談合（いたすべき）こと

右条々，違犯の輩においては，軽（重）を糺し，御下知を得るべきものなり。よってくだんの如し。

（以下略）

つづけて，現代語訳を示す。やはり独自の解釈によって補った部分は（ ）で示した。一部の解釈の根拠を示すための説明も箇条ごとにつけた。

第1条 注文【品種・数量・形式などを列挙した文書】にしたがって請けとった屋敷について，（地上に家を作ることは）「拾ノ寅」（の日）まで待つ。もし，その日限に遅れたならば，（各々で）談合して，適当な（商人？）に（その屋敷を給与しなす）。

「拾之刀」の「拾之」はそう読めるか疑問も残るがそ

のままとした。そのことを前提にして，「刀」は「寅」の異体字とみなした。本文書が発給された天正3年10月11日（旧暦）は，丙子の日にあたる。だとすれば，今後の寅の日は，戊寅にあたる10月13日，庚寅にあたる10月25日で，10月はこの2日に限定される。13日は，11日の2日後にあたり早すぎるのではないか。よって10月25日を日限としたと一応推測しておきたい。但し，これは「拾ノ寅」を「10月の寅の日」とみなした結果だが，「10日代（つまり10日～19日）の寅の日」とすれば13日ということになる。なお，ここでは干支を『兼見卿記』（京都の公家・吉田兼見の日記）によったが，当該期の駿府で用いられていた暦がこれと同じかどうかは不明である。

「談合」の主語を「各」と判断したのは，第5条に，「各□□談合」とあることによる。「可然」の次は「商人」という文字が入る可能性があるだろう。

本史料では，「屋敷」とは，地上に家を建てるための敷地のことである。

第2条 （請けとった屋敷の地上に）家を作り，少しの間だけ居住して，本所【もとの住所】へ立ち帰ることは一切禁止する。もし，異儀【本所へ立ち帰るような不法行為】をするならば，直ちに（給与した屋）敷を取り返すこととする。

「則時」の下に「屋」一字では少なすぎるようである。「請取屋」であるのかもしれないが，確証を欠く。

第3条 当宿の諸商売，他町■■■してはならない。

5ヶ条のなかで最も意味がとりにくい箇条である。他の条項が，屋敷や家作りのことを論じているのに対し，本箇条のみは内容が大きく異なる。本稿の最後に私案を示したい。

第4条 屋敷と屋敷の境には水上垣を用いなければならない。

「水上垣」については不明。水路と上垣（植垣）のことであろうか。それとも「水上垣」とよばれる固有の垣が存在したのであろうか。

第5条 請けとった（屋敷を）売ってはならない。たとえ■■■渡しであると知っていても，各々が■■■談合するべきである。

「雖」の次が「知」と読めるかどうか疑問も残ることから解釈が難しいが，最初の不明箇所は，子孫などへの譲渡をあらわす文言が入るのではないかと推量した。後半の不明箇所は，単に「可致」と考えるか，慎重に，あるいは厳密に談合せよ，といった意味の言葉が入るかであろう。屋敷の売却は禁止。（正当と思われる）子孫への譲渡と見知っている場合も，各々が談合してその内容を確認する，という文意であろうか。

右の条々について，違犯したものは，（罪の）軽重を調べ，（その処分については，武田氏の）御命令をいた

だくべきである。

「御下知」の主体が武田氏であると推定されることについては後述する。

具体的な内容についていささか踏み込んで解釈しすぎたかもしれない。このような解釈を行う前提となる、本史料の歴史的背景について次に明らかにしておきたい。

2. 武田氏の駿府支配と駿府商人

a. 今川氏と武田氏の抗争

本史料がどこの地域を対象としたものであるのか、就中、第3条の「当宿」がいずれの宿であるのかについては文中に明示されていない。しかし、本史料が友野家に伝来していたものであることから、駿河国駿府に深く関わるものであることは疑いない。

以下、『静岡県史』（通史編2中世）などの先行研究によりながら、本史料の背景について略述してゆく。

駿府は、駿河国の府中で、長く同国守護今川氏の支配拠点であった。今川氏は、東海随一の戦国大名として勢力を振るい、1554年（天文23）、関東の北条氏、甲斐の武田氏といわゆる「甲相駿三国同盟」を結んで安定的な発展を示していた。しかし、1560年（永禄3）、桶狭間合戦で今川義元が織田信長に討たれ、氏真が今川氏を継承して以降、その勢威は下降しはじめた。

1568年（永禄11）、甲斐国武田信玄が「三国同盟」を破り、徳川家康（今川氏領国に西接する三河国の大名）と連携し、挟み撃ちにする形で今川領に侵入した。この時、今川氏真は駿府から敗走し、駿府は武田方によって焼き討ちされた後、武田方の占領下に置かれた。翌1569年、武田方は一時撤退するが、同年末には再び武田勢が駿府を占領している。この後、1582年（天正10）、武田氏が滅亡するまで、駿府は武田氏の支配下にありつづけた。本稿で分析する【史料1】の時代（1575年）、駿府は、長くそこを城下町として支配していた今川氏ではなく、武田氏の治世のもとにあったのである。

武田氏は、駿府占領後、その支配の安定に気配りを示し、1570年（元亀元）には、駿府周辺の寺社や給人（武士）に対し、所領の安堵や知行宛行などを実施している。駿府には武田氏の家臣が在駐し、武田氏の陣屋が設けられていた。その正確な場所は不明であるが、今川氏の駿府館を踏襲していたのだろう。

b. 今川氏時代の友野氏・松木氏

今川氏治下の駿府には、友野（伴野）氏、松木氏らの有力商人がおり、彼らは今川氏の「御用商人」として活動を展開していたことが知られている。

友野氏、松木氏については、これまで豊田武（豊田1982）、佐々木銀弥（1972）などによって取り上げられ

てきた。このうち豊田は、友野氏は東海地方有数の御用商人であるとし、今川氏領内の木綿機業を独占したり、重要物資を販売する商人のほとんどすべてを統制したりしており、「商人頭」として今川氏領内に「威を張った」としている。

「商人頭」としての友野氏の評価については、桜井英治（1996）、宇佐見隆之（1999）の論争がある。豊田を引き継いで桜井が、友野氏の独占性の強さ、商人の中での卓越性を主張するのに対し、宇佐見は、友野氏の統制権は限定的であり、駿府に複数いる商人の中の有力な一人にすぎないとしている。本稿では、桜井・宇佐見の論争に直接かかわることはしないが、豊田のように友野氏の優越性を圧倒的なものと見ることは誤りであろう。

友野氏の生業のあり方は、1553年（天文22）の史料（『駿河史料』巻78友野文書「今川義元判物写」天文22年2月14日付）から確認される。友野氏は、（第1条）「当府」（駿府）の「商人頭」で、（第2条）諸役免許の特権を得ていた。（第3条）友野座という商人集団を統括しており、今川氏からはこの友野座を対象として伝馬役が懸けられていた。（第4条）今川氏が賦課する木綿役を江尻・沼津などで徴収する役割を担っており、いわゆる「御用商人」といえる。しかし、（第3条）「友野之者」（友野氏配下の商人）が「他座」に属して商売したり、（第5条）友野座に対して他座から前例のない「新儀」（座役の要求などカ）が懸けられたりしており、友野氏や友野座が絶対的な存在であったわけではない。

友野氏は駿府城下の今宿の商人であった。1566年（永禄9）の史料（『判物証文写今川一』「今川氏真判物写」永禄9年10月26日付）には、（第3条）「他国の商人等、除今宿他宿のこと。前々これ無きところ、近年濫りのよし、はなはだもって曲事なり。しからば往古の如く、今宿へ寄宿いたさしむべし。もしまた居住せしむる商人においては（あるいは、「商人を居住せしむるにおいては」）、友野その外年寄商人納得せしむべきこと」とある。

他国の商人が来訪して駿府で商売する時には、今宿の商人宿に泊まるのが先例であったが、近年は今宿以外で宿泊することが増えていたらしい。そこで今宿に寄宿するように命じている。また「寄宿」ではなく今宿へ「居住」しようとする商人については、友野氏ら年寄商人の同意を得るように求めている。この後者の記述は、今宿が単に、商人宿が集中し、旅客の宿泊にサービスを提供する狭義の宿の範疇を越え、常設店舗で商人が日常的に商売を営む町場として発展していたことを示唆する。

右の文書は「今宿商人等」宛であり、友野氏は今宿の「年寄商人」であったことが知られる。今宿は駿府第一の町場であったが、近年は商人を寄宿させる別の町場も台頭してきているらしい。

c. 友野氏・松木氏と武田氏

では、今川氏の「御用商人」だった駿府の商人たちは、新しい支配者である武田氏にどのように対応したのであろうか。1568-1569年の武田氏による焼き討ち、占領という事態をうけて、当初、駿府の有力商人たちは駿府から待避せざるをえなかったものと推定される。

1570年（元亀元）12月、武田氏は、松木宗清が「向後、別して奉公いたすべきの旨」を申したことを評価し、分国中での商売役として支払うべき、1ヶ月あたり「馬二疋の分」を免除している（『矢入文書』『武田家朱印状』元亀元年12月3日付、『静岡県史』資料編8-272）。武田氏は同日、松木宗清に対し、「船壱艘役」なども免除するとともに、「屋敷の地子百疋分」も免除している（『矢入文書』『武田家朱印状』元亀元年12月3日付、『静岡県史』資料編8-272）。商売や陸上・海上の運輸を生業とする松木氏を「奉公」させ、今川氏時代と同じく武田氏は「御用商人」として編成しようとしていたのだろう。なお、これら松木氏関連文書を所蔵している矢入家は、松木家の分家である。

1570年12月は、武田氏の二度目の駿府占領からちょうど1年後にあたる。1年間、松木氏がどこにいたのかは不明であるが、この頃、旧主今川氏を最終的に見限り、武田氏への「奉公」を決意したのであろう。そして、再び駿府に拠点を置いたことからその「屋敷の地子」を免除されたものと考えられる。1574年、松木宗清は、再度、商売役としての馬役、船の役などを免除されている。前年に武田氏を嗣いだ武田勝頼に、改めて従来の特権を認めてもらったものである。その代わり、「身体相当の奉公」をするように命じられている（『矢入文書』『武田家朱印状』天正2年11月晦日付、『静岡県史』資料編8-851）。

一方、友野氏は、1573年（元亀4）、武田氏から、旧来のごとく連雀役・木綿役などの代官に任命するので、「自他国の商人」から役銭を徴収するように命じられている（『判物証文写武田三』『武田家朱印状写』元亀4年8月27日付、『静岡県史』資料編8-663）。松木氏から2年余り遅れ、友野氏も武田氏の「御用商人」となったことがわかる。おそらく駿府に帰住していたのだろう。

以上のように、残された史料からは、松木氏は、武田氏の侵入から1年後の1570年12月、友野氏は1573年8月までに駿府に復帰し、以後、武田氏の「御用商人」として活動していたことが確認される。

d. 1575年10月の駿府還住令

1575年5月、三河国長篠合戦で、織田・徳川連合軍に大敗した武田氏は、領国内の引き締めを余儀なくされた。おそらくその一環として発給されたのが次の史料2

である。

【史料2・書き下し】

定む

一、御普請ならびに郷夫のこと

一、人質のこと

一、壺揆のこと

駿州に帰参せしめ、居住なさば、右かくの如きの諸役、御免許あるべきのよし、仰せ出さるるものなり。よってくだんの如し。

天正三年^亥

跡部九郎右衛門尉

（龍朱印）

奉之

十月朔日

駿府商人衆

（『駿河志料』巻78友野文書「武田家朱印状」、
『戦国遺文武田家編』2536）

奉者の跡部九郎右衛門尉は、武田家当主である勝頼の側近であることから、【史料2】は武田家当主の意志を伝える文書であることがわかる。

第一条は、普請役や郷夫を賦課しないと述べたものである。築城などの建築・土木工事に動員する労働税を免除している。第二条は、人質をとらないことを保障したものであろう。松木宗清の人質が一旦とられたものの、返されたこと示す史料が残っている（『矢入家文書』『穴山信君書状』年末詳5月21日付、『静岡県史』資料編8-853）。商人であっても、人質をとられることがあったことがわかる。第三条の「壺揆」が何を指すのかは不明である。本文に「右かくの如きの諸役、御免許あるべきのよし」とあることから第一条、第二条と同様、「壺揆」なるものが商人たちにとって好ましくない負担であったことはまちがいない。

武田氏は、「駿府商人衆」に対し、駿河国に戻り、駿府に居住すれば以上のような優遇措置を与えると保障している。ということは、宛先になっている「駿府商人衆」は、元は駿府に居住していたが、現在は、駿府ではなく、他国に居住している商人たちということになる。そうした商人を駿府に呼びもどして、駿府の都市としての発展を企図したものであろう。長篠敗戦後の国内引き締め策の一環であろう。

この【史料2】が10月1日付であることからすれば、同年10月11日付の【史料1】は、この武田氏の政策と密接に関連すると推測してまちがいないだろう。

本章で明らかにしたことをもとにして【史料1】について再考する前に、【史料1】【史料2】の舞台となっている駿府の都市構造について触れておきたい。

3. 戦国時代駿府の都市構造

現在の静岡市内の中心部に位置する近世駿府城と城下町は、1609 年（慶長 14）に完成したと考えられている。駿府は今川氏、武田氏の後、徳川氏、中村氏などの支配をうけ、再度、徳川家康が入部して城と城下町の大改造を行ったのである。

今川氏時代の守護館は、この近世駿府城（現在の駿府城公園）の下かその付近に埋まっていると考えられている。今川氏や武田氏時代の城館の場所や規模については不明である。

近世城下町については、町年寄友野宗善が建設にあたっ
て大きな役割を果たしたと伝えるが、同時代史料を欠く
ため、確かなところは不明である。近世の城下町は整っ
たグリッドプラン（「縦八行、横十二行」）になっている
が、中世の町並みをどの程度踏襲しているかは全く不明
である。そうした中、梅屋町、七間町、人宿町が、今川
氏時代の今宿を継承しているとされる（「駿河志料」）が、
真偽を確かめるすべはない。

今川氏時代の駿府を復元した研究としては若尾俊平の
論放がある（若尾 1977）。若尾も「駿河志料」などによっ
て、横田町、院内町などをあげるが、それらが 16 世紀
までさかのぼるかはやはり不明である。静岡浅間神社の
門前町にあたると思われる「宮崎」で「立市」し、「売
買」することとを認められている 1569 年の事例（『静岡
浅間神社文書』『武田信玄判物』永禄 13 年正月 20 日付）
が、今宿以外で、今川・武田氏時代に確実に存在した町
場・交易空間の唯一の例証であろう。

戦国時代の多くの守護所・城下町と同様、駿府におい
ても「宮崎」などいくつかの中心核があり、複数の交易
空間が成立していたのだろう。他国の商人らが、今宿を
避けて新たに寄宿しようとした町場が成長しつつあった
ことについては先述した。しかし、現存する確実な史料
からみれば、友野氏や松木氏が本拠としていた今宿が
そうしたなかでも最大の存在であり、他の空間を圧倒し
て商人が多数居住する中心的な空間であったことはま
ちがいない。

4. 1575 年、駿府城下町における「町づくり」

もう一度、【史料 1】に立ちもどり、理解を深めるこ
とを通じて、本稿の目的である「町づくり」のあり方につ
いて言及したい。

まず、【史料 1】の連署者 12 名の性格について検討し
ておきたい。

表 【史料 1】と【史料 3】に見える商人の対比

【史料1】	【史料3】
松木与左衛門尉宗清	松木与左衛門尉
伴野与一郎昌清	伴野次郎兵衛
多喜孫(総)九郎政吉	多喜二兵衛
畠川二郎右衛門尉次久	畠河次郎右衛門尉
山本与三左衛門尉長徳	山本与三左衛門尉
市野理右衛門尉秀忠	市野利左衛門尉
長島与左衛門尉吉広	
大野出雲守規重	
太田四郎左衛門尉盛家	太田四郎左衛門尉
古市弥六郎昌家	
星野七郎左衛門尉久次	星野七郎左衛門尉
神太郎兵衛尉範貞	
	山地孫兵衛
	大西茶右衛門尉

年未詳の穴山信君の判物は、徳川氏の領国との境界
（「半手」）における商売のあり方を規定したものである
（『判物証文写今川二』『穴山信君条書案』年未詳九月晦
日付、『戦国遺文武田氏編』3917）。これを以下、【史料
3】とする。この第 3 条には、「一、書付の外の商人、
商売これを停止すべし。もし違犯の族、見合いに荷物
等奪い捕るべきこと」とある。この判物の宛先になって
いる 10 名の商人たちだけが境界での商売を許されてお
り、違反者の荷物はその場で奪取することが認められて
いる。

【史料 1】と【史料 3】の商人を対比して表にまとめた。

松木与左衛門尉（宗清）、畠河次郎右衛門尉（次久）、
山本与三左衛門尉（長徳）、太田四郎左衛門尉、星野七
郎左衛門尉の 5 名が共通して見える。また、伴野、多喜、
市野の 3 氏は同姓であり、一族であると見てよいだろう。

【史料 1】と【史料 3】に見える商人集団はかなりの程
度重なっており、これらが駿河国あるいは駿府の商人衆
の主要メンバーであると想定される。

ところで、【史料 3】に見える伴野（友野）次郎（二
郎）兵衛は、1553 年（天文 22）の史料（『駿河史料』巻
78 友野文書「今川義元判物写」天文 22 年 2 月 14 日付、
『静岡県史』資料編 7-2171）にもあらわれており、同じ
伴野氏でも【史料 1】の与一郎昌清より以前の人物のよ
うである。

また【史料 3】の発給者である穴山信君は、武田氏の
第一次駿河侵攻にしたがって駿河に入国し、1569 年、
武田氏の本隊が甲斐国に一時撤退した時も駿河国内にと
どまり、在地支配を試みていた。信君は、1569 年末、
武田氏の駿河国支配が安定して以降は、江尻城（静岡市
清水区）代となったといわれている。穴山信君の駿河支
配の内実についてはなお定説がないようであるが、江尻
城代の立場で【史料 3】を発給する可能性は低いのでは
ないと思われる。

以上、2 点の根拠から【史料 3】は【史料 1】に先行
する史料であると考えたい。だとすれば、【史料 3】に
みえる商人たちは、【史料 1】が発給された 1575 年 10

月時点で、駿河国内に居住していたものとみなすことができる。

【史料2】が【史料1】の前提であることは先述した。では、【史料2】の宛先である「駿府商人衆」と、【史料1】の12名の連署者の関係はどのように考えたらいだろうか。

3つの可能性がある。(1)【史料1】の連署者は、【史料2】が発給された10月1日時点ではいずれも駿河国外に居住していたが、【史料2】を受けて帰国し、【史料1】に見られるような駿府での「町づくり」に加わった。(2)【史料1】の連署者のうちには、10月1日時点で、すでに駿府に居住していた者もいれば、【史料2】を受けて帰国したものもいる。(3)【史料1】の連署者は、10月1日時点で、すべて駿府に居住していた。

この内、(1)の可能性はほとんどない。何故なら、先述したように、松木氏と友野氏は【史料2】(1575年)以前からすでに駿府に居住していたことが確実に考えられるからである。また【史料3】のメンバーの多くも【史料1】以前(穴山信君が【史料3】を発給した1569年前後)に駿府にいたことがほぼまちがいないと考えられるからである。(2)(3)の二つの可能性にしばらくといえよう。

以下、【史料1】についての分析をさらに進める。

第1条では、「注文」に従って屋敷(敷地)を請けとった者が、期日までに家を作ることが求められている。「注文」の具体的内容については不明であるが、「当宿」のどの場所(区画)を誰に与えると書き上げていたのではなかろうか。第2条では、そうして屋敷を給与され、家を作りながら、長くそこに居住しないで、本所(駿府に還住する前の住所)に帰ってしまうことを禁止している。「当宿」としての継続的發展を企図した条項である。さらに第5条では、請けとった屋敷はその者の完全な私有物とは認めず、売却することを禁じている。第5条の後半は想像するしかないが、子孫などへの譲渡にあたっても「談合」による了解が必要であると規定しているようである。

第1条で、家作りが遅れた場合、別の誰に屋敷を給与し直すと「談合」し、第5条で「渡」について談合するのが、この連署者である「拾貳人」であろう。さらに、第2条で、「異儀」行った者から屋敷を「悔還」す(取り戻す)のも「拾貳人」であろう。だとすれば、屋敷給与の具体的取り決めを記したと想像される「注文」を主体的に作成したのもこの「拾貳人」ではなかろうか。

すなわち、松木氏、友野(伴野)氏を筆頭とするこの「拾貳人」が、1575年の駿府城下町の「当宿」における「町づくり」を主体的に準備し、実際の進行を責任をもって進めていたことになる。

そこには、領主である武田氏の「影」はほとんど見えない。違反者がおり、しかもそれが重罪であった場合のみ、「御下知」を得ることが予定されている。【史料2】を発給し、駿府商人衆を呼びもどしたのは確かに武田氏であるが、戻ってきた商人たちに屋敷を給与し、「町づくり」の一切を管掌したのは、駿府にすでに居住していた商人たちだったと考えられるのである。

では、ここで「町づくり」がなされたのは駿府の中のどこであろうか。【史料1】の第3条がそのことを解くヒントを与えてくれるかもしれない。

第3条は文末の文字が読めないため、全体の文意がきわめてとりにくい。あえて推論すると以下のような2つの可能性がある。(1)当宿で行われるさまざまな商売の内容について、駿府の他町が阻害してはならない。(2)当宿で行われるさまざまな商売の内容について、それを駿府の他町での商売の先例とすることはしない。つまり、他町での商売を阻害するものとなってはならないという意味である。

(1)は、「他町不可成其煩事」といった文案を前提にしている。他町の行動にも制約を加えることができるとすれば、この「拾貳人」は、今宿だけでなく駿府全体を統括する商人衆ということになる。商人集団が都市内の商売のあり方を全面的に統制していたことになる。(2)ならば、「他町不可成引懸事」などといった文言が想定できる。「引き懸け」とは、参考事例として利用する、という意味である。具体的には「楽市」的な内容が想定できる。商人を呼びもどすため、税負担の軽減や自由な商業を保障したのではなかろうか。そうした特権的な条件が「他町」にも適用されては混乱を招くので「当宿」のみの特例として限定したと見なすのである。

いずれにせよ「当宿」における「諸商売」の自由さを認めるもので、他所から駿府に商人を呼びもどそうとする武田氏の政策的意図【史料2】に沿ったものといえよう。

では、「当宿」とはどこか。友野氏・松木氏が本拠を置く今宿とみるのが妥当な見解のようにも思える。すでに発展していた今宿のなかをさらに開発して土地割りし、新しい街区を造成しようとしていたと考えるのである。友野氏ら有力商人が、自分たちの町(今宿)を一層興隆しようとしていたということになる。

しかし、駿府の「他町」とは異なる商売のありかたを保障しようとしている姿勢からは、「当宿」は今宿とは異なる、新開発の街区である可能性も否定できない。その場合、友野氏らの有力商人は、そうした新しい町立てを管掌する大きな権能を有していたことになる。

「当宿」が今宿か、それとも現在知られていない異なる「宿」であるのか。結論は他日を期したい。

おわりに

1575年の駿府における「町づくり」の実態を、主に一通の史料から復元する試みをつづけてきた。もともと不明な文字が多く、しかも関連史料がほとんどないことから推測に頼った部分も少なくない。しかし、本史料がきわめて興味深い内容を示していることはおおむね了承いただけるのではなかろうか。

武田氏支配下の駿府城下町では、今川氏時代からつづく松木氏、友野氏らのトップクラスの商人と、その次のレベルの商人が十名前後あつまり、「談合」によって意志決定を行っていた。彼らは、城下町内の新しい街区(「当宿」)のどの部分にどの商人を据えるかを決め、決定にしがわがない場合には強制執行できる能力をもっていた。このように商人集団が城下町の「町づくり」を担っていたことが確認されるのは初めてであろう。

駿府の商人集団は、松木氏や「商人頭」の友野氏など、今川氏・武田氏の「御用商人」をつとめる有力商人が主導的な役割をはたしていたことはまちがいない。しかし、彼らもふくむ商人集団(商人衆)がまとまりをもち、集団として戦国大名と関係を結び、駿府の商売のあり方や「町づくり」の実際に関与していたことが想定される(池上 1999)。だとすれば、一部の商人の卓越性を必要以上に強調するのではなく、フラットな関係にある商人=町人集団の主体的な活動をもっと重視してもよいだろう(仁木 2012)。そうした意味で、中世的、あるいは戦国

期的な社会構造のあり方がここでも現れているともいえる。

本稿で取りあげた事例は、全くの新建設都市ではなく、旧来からある城下町に新たな街区を付け加えた場合であったこと。戦国大名の本拠地ではなく、大名が侵略によって得た、旧敵国の城下町であったことなど、特異な要素もはらんでいる。今後は、駿府のこの例がどの程度普遍性をもっているかもふくめて、他の戦国期城下町での「町づくり」のあり方の検証を試みたい。

引用・参考文献

- 池上裕子 1999『戦国時代社会構造の研究』校倉書房
池上裕子 2012『日本中近世移行期論』校倉書房
伊藤裕久 2003『近世都市空間の原景 ―村・館・市・宿・寺・社と町場の空間形成―』中央公論美術出版
宇佐見隆之 1999『日本中世の流通と商業』吉川弘文館
小野晃嗣 1993『近世城下町の研究』増補版、法政大学出版局
桜井英治 1992『市の伝説と経済』五味文彦編『中世を考える 都市の中世』吉川弘文館
桜井英治 1996『日本中世の経済構造』岩波書店
佐々木銀弥 1972『中世商品流通史の研究』法政大学出版局
豊田 武 1982『中世日本の商業』豊田武著作集 2, 吉川弘文館
仁木 宏 2012『都市における『場』の特質 ―戦国大名法からみる―』中世都市研究会編『中世都市研究』17, 山川出版社
若尾俊平 1977『覚書 家康町割以前の駿府』今川氏研究会編『駿河の今川氏』2, 静岡谷島屋

[付記] 静岡の本多隆成さん、湯之上隆さん、ならびに市大院生の徳満悠くんには大変お世話になりました。

Urban Planning in Castle Towns of the Sengoku Period: The 1575 Case of Sunpu in Suruga Province

Hiroshi NIKI

Due to a paucity of sources, up to now the specifics of urban development in castle towns built throughout late sixteenth century Japan have not been known. That is, very little is understood about who allotted residential plots of land and invited merchants to live there, thus allowing the towns to grow and flourish. The purpose of this paper is to address this issue through a close reading of some documents written in 1575.

In 1575 the Takeda daimyo planned the development of a new residential and commercial area in Sunpu (Shizuoka City today), a castle town under his administration. He ordered prominent local merchants such as Matsuki and Tomono to take charge of planning the new community. In all, twelve merchants decided these matters through mutual consultation. They had the authority to determine which merchants would be included in which areas, and to confiscate the residential land of anyone who did not comply with their decisions regarding buildings, design and schedule of construction. This is the first definitive case in which a merchant group took on the task of urban planning in sixteenth century castle towns. We can assume that most of these prominent merchants lived in the Imajuku quarter of Sunpu. It is unclear whether the new town was to be one part of Imajuku or in a separate location.

Thus the merchants of Sunpu together forged links with the daimyo, and participated in urban planning and commercial matters in Sunpu. In this collective decision-making process, we see not the “designated merchant” found in early modern times but a characteristic medieval and Sengoku type of social structure.

Keywords : castle town, urban planning, Sunpu, Takeda daimyo, merchants